

07 静保健介第 3739 号

令和 8 年 1 月 6 日

静岡市長 難波 喬司
(保健福祉長方局健康福祉部介護保険課)



運営指導結果通知書

令和7年12月18日に実施した運営指導の結果について、下記のとおり通知します。
改善計画の報告を要する指摘事項はありませんが、助言事項については、すみやかに改善してください。

記

1 指摘事項

事業所名	事業の種類	指摘事項
[Redacted]	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス 運動型通所サービス	なし

2 助言事項 (報告不要)

事業所名	事業の種類	助言事項
[Redacted]	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス 運動型通所サービス	別紙のとおり

担当 介護保険課

事業者指導第1係 電話 054-221-1088

事業者指導第2係 電話 054-221-1377

(別紙)

○運営指導結果

事業所名

(地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、運動型通所サービス)

助言事項	<p>(問題の状況)</p> <p>家族の個人情報の利用に関して、当該家族からの同意が確認できない。</p> <p>(根拠となる法令、条文等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 静岡県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 8 日静岡県条例第 24 号）第 59 条の 20（第 35 条第 3 項準用）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18 厚労令 34）第 37 条（第 3 条の 33 第 3 項準用）に同じ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）第 3 の二の二の 3（14）（第 3 の一の 4（26）③参照）・ 静岡県通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 28 条第 3 項・ 静岡県運動型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 27 条第 3 項 <p>(助言内容)</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を利用する場合は、当該家族から同意を、あらかじめ文書により得てください。</p>
------	---